

保育所等利用申込に関する確認書

※以下の内容を御確認いただき、裏面の保護者署名欄に御署名のうえ、お申込みください。

①	保育所、地域型保育施設、認定こども園2・3号認定（以下保育所等）は、保護者の仕事や病気等の理由により、保育を必要とするお子様を保護者に代わって保育する施設です。 保育を必要とする事由がなくなった場合、保育所、地域型保育施設、認定こども園3号認定は退所、認定こども園2号認定は1号認定へ変更となります。 また、事由が変更となった場合、手続が必要です。
②	教育・保育給付認定申請、保育所等利用申込みに必要な書類は、書類に不足がないよう必ず提出期限までに御提出ください。不足書類がある場合、受付できないまたは、利用調整が行えないことがあります。認定できない場合、「不認定通知」を郵送します。保育所等に入所できない通知とは異なります。
③	申込みの内容が事実と異なる場合や、保育所等利用児童に特別な配慮が必要であることを事前にお伝えいただいていた場合、利用申込みや入所決定が取消しになります。 内容確認するため、市職員が家庭や職場に連絡や訪問をすることがあります。
④	施設ごとに、受入年齢や開所時間、保育料以外にかかる費用（教材費や行事費、3歳児クラス以上の給食費等）や保育方針等が異なります。希望施設を検討するにあたり、施設見学（直接、施設に電話で日程調整）等により情報を集め、お申込みください。 なお、施設見学等されないと利用調整ができない場合があります。
⑤	希望施設等の変更は、変更希望月の申込み締切日までに「利用申込内容変更届」を提出することにより可能です。（兄弟姉妹での申込み内容変更も含まれます。）
⑥	利用調整の結果については、理由のいかんを問わず、事前の電話・電子メール・窓口等でのお問合せはお受けできません。
⑦	利用調整は、希望月の申込み締切日までに提出された資料で行います。資料を締切後に提出された場合、次回以降の利用調整の資料として取扱います。
⑧	年度内と翌年度4月の申込みをし、年度内の入所が決定したら、翌年度4月の申込みは自動的に取下げとなります。入所した保育所等から翌年度さらに転園を希望される場合、再度申込みが必要になります。 （例：令和7年度1月と令和8年度4月の申込みをし、1月入所が決定した場合、4月の申込みは自動的に取下げとなります。）
⑨	保育所、地域型保育施設の場合、5月以降の入所内定の連絡は、入所前月の20～25日頃に電話で連絡します。保留の場合、最初の利用希望月のみ保育所入所保留通知書を郵送します。 認定こども園の入園連絡は、入園前月の20～25日頃までに送付する結果通知で御確認ください。
⑩	求職活動中の方は、入所後2か月以内に就労証明書を御提出ください。提出がなければ、保育所、地域型保育施設、認定こども園3号は退所、認定こども園2号認定は1号認定へ変更となります。
⑪	転園申請があり、転園先に内定した場合、いかなる理由があっても、元の保育所等には戻ることはできません。転園の辞退は、現在通っている保育所等も退所となります。
⑫	出産を事由として申込みをする方は、産後休暇（産後8週間）終了後の事由について、変更手続が必要です。保育の必要性が確認できない場合、以後継続して利用することができません。必ず期間が終了する前に御相談のうえ、所定の手続を行ってください。
⑬	育児休業から復職予定の方は、復職日より入所可能月が異なります。復職日が1日から15日の間は、復職月の前月1日から、復職日が16日以降は、復職当月1日から入所が可能です。復職後2週間以内に「就労証明書」を御提出ください。 派遣社員の場合、派遣元の就労証明書が必要です。勤務条件は申込み時に御提出いただいた就労証明書の内容と同等以上のものが必要がありますが、部署の異動・派遣先の変更は差し支えありません。 なお、転職は復職にあたりません。 また、2人以上のお子様の利用申込みをし、1人のみが入所決定した場合も、復職する必要があります。
⑭	入所後に出産し育児休業を取得する場合、育児休業取得時のお子様のクラス年齢によって継続利用可能期間が異なります。 ○育児休業取得時に3歳児クラス以下に在籍 生まれた子の1歳の誕生日までに復帰することを条件とし、復帰までの期間継続利用可能です。 ただし、育児休業に係る子の1歳の誕生日を含む月の利用申込みが保留となった場合に限り、翌年度5月15日までに復職することを条件に、保育所等に在籍している上の子の入所継続利用期間を翌年度4月末まで延長することができます。 ○育児休業取得時に4歳児クラス以上に在籍 育児休業取得期間中継続可能です。

⑮	入所後2か月を超えて施設の利用がない場合、退所となります。 なお、その間も保育料を納付する必要があります。 認定こども園の場合、利用施設に御相談ください。
⑯	保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)と、実際に施設でお預かりする保育時間は異なります。実際の保育時間は、御家庭の状況に応じて、入所決定後に施設と保護者が相談のうえ決定します。
⑰	保育料及び副食費の免除の有無(以下、利用者負担額)は、祖父母(保護者の市民税が非課税の場合に限る)や内縁者、単身赴任者等を含めて算定します。 なお、申請書に記載のない同居人等の存在が判明した場合、遡って利用者負担額が変更となることがあります。また、別居・別生計の申立をしている方は、別居・別生計者から申立に異議申立てがあった場合、認定に必要な書類や保育料等の算定方法が変更になる場合があります。
⑱	兄弟姉妹に保育料の滞納がある方は、希望月の申込み締切日までに必ずお支払いください。滞納がある場合、利用調整で不利になることがあります。
⑲	利用者負担額は、原則として1か月単位です。月の途中で退所した場合でも、通所日数にかかわらず原則として1か月分の利用者負担額を負担していただきます。
⑳	利用者負担額は、保護者等の市民税所得割額等に基づいて決定します。申告により市民税所得割額等が変更になると、利用者負担額も変更となる可能性がありますので、保育所・地域型保育施設の場合、厚木市保育課、認定こども園の場合、こども育成課でお手続きください。 ただし、手続きした翌月からの変更となり、それ以前の利用者負担額については還付できません。
㉑	保育料は、原則として口座振替による支払いとなります。(毎月末の引落としとなります)。入所決定後速やかにお手続きください。 ※認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所は、各施設により納付方法が異なります。各施設に御確認ください。
㉒	保育料は、必ず納期限までに納めてください。納期限までに納付されない場合、給与などの財産調査や、財産差押等の滞納処分を行うことがあります。
㉓	厚木市外の施設を申込みをする方は、申込み要件や必要書類、締切日等について、希望施設のある自治体に確認のうえ、当該自治体の締切日1週間前までに、保育所・地域型保育施設の場合、厚木市保育課、認定こども園の場合、こども育成課に書類を御提出ください。 また、転出予定での申込みの場合、転出後に転出先の保育主管課で手続が必要です。
㉔	厚木市内の施設に入所決定していても、入所月1日時点で厚木市に住民票がないと入所取消しとなりますので、「取下げ・辞退届」を御提出ください。(保育士等の場合を除く。)
㉕	入所決定後、厚木市外に転出した場合、退所となりますので、厚木市保育課に「保育実施解除届」を御提出ください。認定こども園の場合、転出の旨を必ず利用施設に申出をしてください。 なお、厚木市内に保護者の勤務先がある場合に限り、継続して入所できます。転出先の保育主管課で手続が必要です。
㉖	利用開始当初は、お子様が環境に慣れるためのならし保育(希望する保育時間よりも短い時間でのお預かり)があります。 なお、利用開始日より前にならし保育を開始することはできません。
㉗	利用申込書の有効期限は、年度内です。翌年度以降の入所(転園)を希望する場合、期日までに改めて申込みが必要となります。
㉘	利用申込みの取下げ、利用決定(内定)の辞退をする場合、「取下げ・辞退届」を保育課に御提出ください。認定こども園の場合、「申請・変更申請取下げ届」をこども育成課に御提出ください。
㉙	利用決定(内定)を辞退した場合、申込書は取下げとなり、翌月以降に入所を希望する方は、改めて申込手続が必要となります。 なお、辞退した場合、保留通知書は発行されません。

厚木市長宛
厚木市福祉事務所長宛

保護者署名欄	上記確認事項について、確認いたしました。
	令和 年 月 日
	保護者氏名 _____